

第749回:ホースの帰還

既に旧聞になってしまったが、3月27日、中国のEC最大手Alibaba Group Holding (09988/HK)の創業者であるJack MA (ジャック・マー、馬雲・58歳)が、およそ1年ぶりに中国本土に戻ったことが判明した。

中国最大級の時価総額を誇る民営企業アリババの創設者として誰もが知る存在のJack MA。

飛ぶ鳥をも落とす勢いだった彼は、2020年10月に上海で開催された金融フォーラムで中国共産党を批判し、「時代錯誤の規制は、中国の技術革新を窒息死させる」と警告し、伝統的な金融機関を「當舖(質屋)」と揶揄する事件を起こした。

これを聞いて激怒した質屋、もとい中共の報復措置が、後述する世界の資本市場を震撼させた、数日後の「アントグループに対する『IPO中止命令』」だった。

それを機に、強まる一方の統制強化に辟易したJack MAは、アリババのCEOを、ダニエル・チャン(張勇)に譲ると共に国外に脱出し、閉門蟄居の生活を送っていたようだ。英FTが、「Jack MAが東京都心に住んでおり、丸の内と銀座の会員制クラブを拠点に活動し、家族と地方の温泉やスキーリゾートに出かけている」などと報道しているのは、週刊新潮の転載記事を読んで知っていたが。

そんな中国実業界のレジェンドが帰国したことを知った中国の資本市場は歓迎し、これまで冴えなかったアリババ株も上昇した。同氏の帰国後、アリババは直ちに同社の新戦略として、「グループを6分割^(注)する」と発表した。事業会社毎の資金調達や新規株式公開(IPO)も選択肢に入れ、組織再編によって権限の分譲を進め、意思決定のスピードを上げ、市場の変化に迅速に対応する方針だとしている。

(注) ①クラウド=Cloud Intelligence、②Eコマース=Taobao(淘宝) Tmall(天猫)コマース、③ローカル・サービス事業、④物流=ツァイニャオ(菜鳥)ネットワーク、⑤グローバル・デジタル・コマース、⑥デジタルメディア&エンターテインメント

これまで日本や香港などに身を潜めていたJack MAが何故突然、身柄拘束の可能性すらあるリスクを負って、本土に戻るようになったのか？

コナン・ドイルではないが、ホームズならぬ「ホース(馬)の帰還【The Return of Jack MA】」には、深い謎がありそうだ。Jack MAと中国当局との間に何らかの約束があったことは、間違いないだろう。

Jack MAの創業の地は浙江省・杭州市。そして本年3月に首相に就任した李強(63歳)も、16年までは出身地の浙江省で出世の階段を上り、20年前にはアリババなどの企業を管理する工商行政管理局長もつとめた経験がある。そんな関係で李馬両氏は21世紀以降、昵懇の間柄にあり、李強首相はJack MAとアリババの行方を懸念し、予てより同氏の帰国を要請していたと云われている。

その李強内閣の誕生と関係があるのか、これまでアリババを始めとする「民営の新興企業」を徹底的に弾圧、もとい統制を強めてきた中国当局(党・政府)が、なぜか最近、態度を軟化させるようになってきた。

3月で定年退職した劉鶴副首相は1月のダボス会議で、「中国は海外からの投資を歓迎し、世界に対する開放を継続する」と述べるとともに、中国恒大集団(Evergrande Group)に代表される不動産不況への対策を念頭に置いて、「不動産業は中国経済の重要産業だ」と語ったことが注目された。

李強首相も、3月の首相就任後の初記者会見で「浙江省時代に、多くの企業家と交流してきた経験から、その期待や懸念はよく分かる」とした上で、「改革開放を揺るぐことなく深化させる」と言明している。

手のひら返しは中共の得意藝で、昨年末には「ゼロコロナ政策」を一気に「ウイズコロナ政策」に切り替え

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

たのが記憶に新しい。だが、同じ手のひら返しで「民営企業を応援する、外資は安心して投資せよ」と李強首相が訴えても中国の民営企業家も、外国の投資家も信用しない。

そもそも、これまで不当な扱いを受けてきた民営経営者が、中共発言を聞き、これを鵜呑みにするようでは、とても中国のように荒っぽい市場での企業経営などつとまらないだろう。

思い起こせば、習近平指導部による統制強化が始まったのは、20年11月のことだった。

アリババ傘下のフィンテック企業「アントグループ(オンライン金融業)」の上海・香港でのIPOが突然中止に追い込まれ、これを嚆矢に規制強化が始まった。上場規模(予想)は約350億米ドル、19年12月のサウジアラムコIPO(294億ドル)を上回り、世界で過去最大となる可能性があったのに・・・。

その後、当局規制の矛先は不動産、保険、ITプラットフォーム、進学塾などの教育産業、サッカー業界などに向かい、これまで日の出の勢いだった民営企業は、突如当局より独禁法違反、不正汚職、業界の健全化など様々な言い掛かりをつけられ、当局の支配下に置かれるようになった。

もちろん民営企業家たちにも落ち度はある。官民癒着、民民貪汚は、中国伝統の人脈重視の伝統文化でもあり、多くの企業家や幹部、そして甘い汁を吸ってきた官僚たちが、その咎で身柄を拘束されたり、多くの企業が取り潰されたりする結果となった。

習近平主席が民営資本家と共産党エリート集団との「癒着」を根絶させようとする考えは、決して間違っているわけではない。ただ手法が余りに粗雑だ。腐敗追及の手続きやプロセスに法的根拠や透明性、公平性が欠如しているので、ジャコバン派独裁やスターリニズムと何ら変わらぬ恐怖政治となってしまうのだ。

そんなわけで、民営経営者たちの中共に対する疑念は極めて深いものがあり、彼らの疑念を晴らすためには、中共サイドにもウルトラC級の奇策が求められる。それがJack MAに因果を含めた同氏の「帰国劇」といったところではないだろうか。

菊池寛「父帰る」は、静謐な表現様式と衝撃的な展開の名作だが、「馬帰る」はいただけない。野暮つたいと云うか、垢抜けしないと云うか・・・評価に困る迷策だ。

そんな緞帳芝居に騙されるような馬、もといJack MAではないが、当局との友好関係は大事であり、中共から差し伸べられたミエミエの手打ち式に同意したということだろう。

同様に、これは習指導部にとっても苦慮の一策であり、国有企業を民営企業よりも優遇する「国進民退」政策を、手のひら返しで「国退民進」に切り替えたわけではない。従って、習指導部による統制強化はこれからも続くだろうし、Jack MAもそれなりの“秘策”で臨むだろう。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2023年(令和5年)4月12日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。